

官民競争入札等監理委員会関係法令

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（抄）

（設置）

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十八条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。
- 3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

（組織）

第三十九条 委員会は、委員十三人以内をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。

（委員）

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期）

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第四十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

(報告の徴収等)

第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

- 一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
 - 二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。
 - 三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。
- 2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者は、その者に対して特定支配関係を有するものとみなして、この条の規定を適用する。

(委員との直接の利害関係)

第四条 法第十条第十二号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める直接の利害関係は、委員と次に掲げる者との関係とする。

- 一 委員が代表権を有する役員である法人
- 二 委員が総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人

官民競争入札等監理委員会令（平成 18 年政令第 229 号）

（部会）

第一条 官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。
- 4 委員は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）第三条の特定支配関係をいう。次項において同じ。）を有する者の利害に係る事項についての審議及び議決に関与することができない。
- 5 専門委員は、法の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係を有する者の利害に係る事項についての審議に関与することができない。

（資料の提出等の要求）

第三条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局長）

第四条 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官四人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（事務局の内部組織の細目）

第六条 前二条に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

（委員会の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。